

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 三重国民年金 事案 1095

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成元年3月までの期間、同年7月から2年9月までの期間、同年11月から3年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料の申請免除記録を訂正する必要は無い。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月から平成元年3月まで  
② 平成元年7月から2年9月まで  
③ 平成2年11月から3年3月まで  
④ 平成3年5月  
⑤ 平成4年4月から5年3月まで

申立期間①は、A県の専門学校に通っていた頃で、国民年金保険料をどのように納付していたのか明確ではないが、親から、国民年金保険料を払っておくと言われた記憶が有る。

申立期間②から④までは、専門学校を卒業後、建築設計事務所に勤務していた時期であり、厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金保険料を納付していた。納付した後で、当該建築設計事務所が代わりに保険料を負担してくれた。

申立期間⑤は、申請免除期間となっているが、自分では免除申請手続きをした記憶は無いので、この記録はおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付についての具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成元年4月頃に払い出されたものとみられるこ

とから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、オンライン記録によると、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は同年4月1日となっており、申立期間①は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、初めて国民年金の被保険者となった日として平成元年4月1日と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

申立期間②から④までについて、申立人は、平成元年4月から4年3月までの期間は建築設計事務所に勤務しており、自身で国民年金保険料を納付し、その都度、当該建築設計事務所から保険料相当額を受け取っていたとしているが、元年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料納付状況をオンライン記録により確認すると、2年10月、3年6月、同年7月及び同年10月から4年3月までの期間の保険料については過年度保険料として納付されており、申立人が建築設計事務所に勤務していた期間について、定期的な保険料納付が行われていた形跡は見当たらない上、これらの期間については、過年度納付されるまでは未納期間であったと考えられ、こうした状況を踏まえると、申立期間②から④までについて、保険料が未納となっていることが不自然であるとは言い難い。

また、申立人が勤務していた建築設計事務所は既に廃業しており、当該事業主の所在も不明としているため、申立期間②から④までを含む申立人が当該事務所に勤務していた期間に係る申立人の国民年金保険料納付についての供述を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行った記憶は無いため、当該期間が保険料の申請免除期間となっていることは納得できないとしているが、オンライン記録をみると、当該期間に係る保険料免除の該当／申請年月日として平成4年5月12日、処理年月日として同年12月22日と記録されており、これらの日付は、制度上、不合理なものではない上、申立人は、当該期間について保険料を納付した記憶は無いとしており、申立期間⑤が申請免除期間となっている記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人が国民年金保険料を納付していたこと、及び申立期間⑤について、保険料の申請免除期間であることが不自然であることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和62年5月から平成元年3月までの期間、同年7月から2年9月までの期間、同年11月から3年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成4年4月から5年3月までについて、国民年金保険料の申請免除期間となっている記録に問題は無い。

## 三重国民年金 事案 1096

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月及び同年6月

申立期間当時、私は学生でA市に住んでいたが、住民登録は実家のあるB市に有していた。満20歳に到達した平成14年\*月に、A市内の郵便局に向き、国民年金保険料の口座振替手続を行ったが、申立期間については口座振替の事務処理が間に合わないという説明を受けたので、持参した納付書により納付した。同年7月以降の保険料は口座振替により納付されていることから、申立期間の保険料も納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、平成14年\*月に国民年金保険料の口座振替手続を行った際、申立期間については口座振替の事務処理が間に合わないという説明を受けたため、申立期間の保険料を納付書により納付したとしているが、オンライン記録によると、口座振替の開始年月日として「平 14. \*」と記録されていることから、社会保険事務所（当時）においては、14年\*月の保険料から口座振替を行う状況であったことが確認でき、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、オンライン記録及び社会保険事務所が保管する口座振替不能調査一覧表をみると、平成14年\*月の国民年金保険料については、金融機関において口座振替依頼書が無いことを理由として振替不能となったこと、及び社会保険事務所においては同年7月4日に一旦口座振替を停止し、同年8月8日に当該停止を解除したことが記録されており、こうした記録から、申立期間については、口座振替が停止されたために保険料が未納となったものであることが確認できる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1097

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで  
昭和60年12月20日付けで退職後、公共職業安定所でアルバイトを見付け、61年1月15日には勤めていた。仕事を多く変わっても、国民年金保険料は必ず納めていたのに、申立期間の保険料が未納となっているのはなぜなのかと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人に聴取しても、国民年金加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成5年3月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間の国民年金被保険者資格喪失処理、昭和62年4月及び63年4月の被保険者期間の追加処理並びに平成5年3月9日の被保険者資格の再取得処理が、いずれも同年3月24日に同時に行われていることから判断すると、申立期間は、当該処理により遡及して国民年金の加入期間として追加されたものであると考えられる上、追加処理が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が現在所持し、このほかに所持した記憶は無いとしている年金手帳にも、平成5年3月頃に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。